

犬山市議会第8号議案

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、議会議員の期末手当の額を改定するため必要があるからである。

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

○犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 3 略</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 3 略</p>

○犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 3 略</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 3 略</p>